

県南広域振興局長告示第60号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年4月2日

県南広域振興局長 遠藤達雄

介護予防訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370900888	フォレストグループ有限会社	フォレストグループ訪問介護サービス	一関市萩荘字打ノ目255番地1	平成25年3月31日